

北海道における知的障がい者の就労支援に関する一考察

著者	矢口 明, 深田 緑, 瀬戸口 裕二, 柴野 武志
抄録	知的障がい者の就労について、北海道及び北海道教育委員会が進めている障がいのある人の就労支援の充実に向けた取組の状況を概観することに加えて、北海道内の特別支援学校在籍者の約8割を占めている知的障がい特別支援学校の現状や就労支援の取組について整理した。北海道において障がいある人の就労に大きな役割を果たしてきた職親会の設立の経緯やなよろ地方職親会の障がい者雇用の状況やジョブコーチ養成研修の成果をまとめた。以上のことを踏まえて、知的障がい者の就労支援やキャリア教育の在り方について考察する。
雑誌名	名寄市立大学社会福祉学科研究紀要
号	6
ページ	121-133
発行年	2017-03-31
出版者	名寄市立大学保健福祉学科社会福祉学部
ISSN	21869669
書誌レコードID	AA12592911
論文ID (NAID)	120006342821
URL	http://id.nii.ac.jp/1088/00001664/



北海道における知的障がい者の就労支援に関する一考察

矢口 明

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 准教授

深田 緑

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科

瀬戸口裕二

名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科 教授

柴野武志

名寄市健康福祉部社会福祉課・相談支援係 主幹

【要約】 知的障がい者の就労について、北海道及び北海道教育委員会が進めている障がいのある人の就労支援の充実に向けた取組の状況を概観することに加えて、北海道内の特別支援学校在籍者の約8割を占めている知的障がい特別支援学校の現状や就労支援の取組について整理した。北海道において障がいのある人の就労に大きな役割を果たしてきた職親会の設立の経緯やなよろ地方職親会の障がい者雇用の状況やジョブコーチ養成研修の成果をまとめた。以上のことを踏まえて、知的障がい者の就労支援やキャリア教育の在り方について考察する。

Keywords ; 知的障がい、就労支援、キャリア教育、特別支援教育、職親会

I はじめに

平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行され、不当な差別的取り扱いを禁止することや、合理的配慮を提供することが義務づけられた。厚生労働省は、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）を制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行した。主な内容は、障がい者の定義の見直し、障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務に関する規定の導入、法定雇用率の算定基盤の見直しなどである

障がいのある人にとって就労は、社会参加への大きな節目であり、学校生活から就労に移行する際には、関係機関が密接に連携を図ることが必要である。

本稿では、共生社会の実現に向けて様々な法律が整備されていく中で、北海道及び北海道教育委員会が進めている障がいのある人の就労支援の充実に向けた取組の状況を概観する、また、北海道内の特別支援学校在籍者の約 8 割を占めている知的障がい特別支援学校の現状や就労支援の取組について整理するとともに、北海道において障がいのある人の就労に大きな役割を果たしている職親会の取組を、知的障がい者の就労支援やキャリア教育の在り方について考察する。

II 北海道及び北海道教育委員会の就労支援に関する取組

1. 北海道の取組

北海道においては、平成 22 年「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（以下「北海道障がい者条例」という。）」を策定した。この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的としたものである。

主な施策の柱としてあげた 3 点の中に、障がい者に対する就労支援があげられ、地域で働くことに挑戦しようとする障がいのある人とそれを支えようとする障害福祉サービス事業所、企業等を応援することが示されている。

2. 北海道教育委員会の取組

(1) 北海道教育ビジョン

北海道教育委員会では、経済社会情勢の変化や教育における今日的課題、さらには国における教育改革の動向を踏まえ、平成 20 年度以降の北海道がめざす教育の基本的な理念や目標などを明確にするため、平成 18 年 10 月に「北海道教育ビジョン（以下「教育ビジョ

ンという。)」を策定した。この「教育ビジョン」に掲げる教育の基本理念及び教育目標を実現するための個別・具体的な教育施策や取組を体系的に整理して、平成20年度以降における北海道の教育がめざす全体像として、平成20年3月に「北海道教育推進計画（以下「教育計画」という。）」を策定した。「教育計画」は、策定当初、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間としていたが、新たに推進すべき施策などについて検討を行い、平成25年3月に平成29年度までの5年間を見通した施策項目に改訂し、「北海道教育推進計画（改訂版）（以下「教育計画改訂版）」という。」を策定した。

「教育計画改訂版」では、5つの基本目標の実現をめざす12の基本方向、40の施策項目を設定している。

『基本目標1 社会で生きる実践的な力の育成』の、『基本方向1：生きる知恵につながる確かな学力を育み、自立した生き方を支える教育の推進』に5つの施策項目が定められている。その中の『施策項目3：特別支援教育の充実』において、4つの項目について、目標指標を設定している。その1つに、職業教育を行う特別支援学校高等部の卒業生のうち就職した生徒の割合について、平成23年度に29.2パーセントであったものを、平成29年度には35パーセントにすることを目標指標としている。

また、『基本方向2：社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進』では、『施策項目8：キャリア教育の充実』において、子どもたちに、学ぶことや働くことの意義を理解させるとともに、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の充実に努めるとしている。

（2） 特別支援教育の推進

特別支援教育についても、「教育計画」に連動した形で平成20年3月に「特別支援教育に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、平成25年3月に「基本方針」の改定版を策定した。その中では、特別支援学校の現状と課題の中で、就労支援について次の2点を課題としてあげている。

- ・特別支援学校の高等部生徒の進路先の多様化や障がい者福祉施策の動向などを踏まえ、キャリア教育・職業教育の一層の充実に図る必要がある。
- ・職業学科を設置する知的障がい特別支援学校においては、就労率が低迷していることから、地域の産業動向等を把握するとともに、本人や保護者の意向を踏まえた就労先や職種を確保できるよう、学科の在り方も含め、就労支援の一層の充実に図る必要がある。

さらに、平成29年度までに重点的に取り組む項目の中で、就労支援については「福祉、労働等の関係機関、企業及び特別支援学校等と連携しながら、キャリア教育を推進するとともに、就労支援の充実に図る。」と示されている。

Ⅲ 特別支援学校高等部（知的障害）

（1） 在籍者数の増加と学校設置の状況

北海道の特別支援教育において、近年の特徴的な現象の一つとして、図1と図2に示すように、特別支援学級（知的障がい）及び、特別支援学級（自閉症・情緒障がい）の増加傾向が著しい。この傾向は、平成19年度に特別支援教育が本格的に制度化されて以降も同

様で、北海道内の小学校の特別支援学級についても、同じような傾向が見られている。

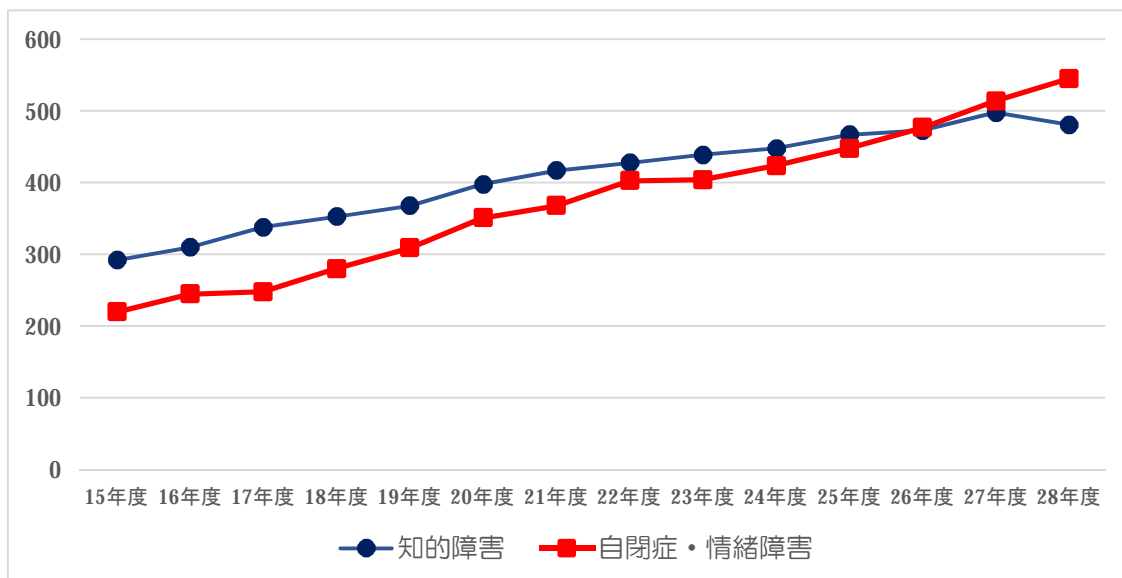


図1 北海道内の中学校の特別支援学級（知的障害）及び（自閉症・情緒障害）の設置学級数の変化（平成29年度公立特別支援学校配置計画からデータ抜粋）

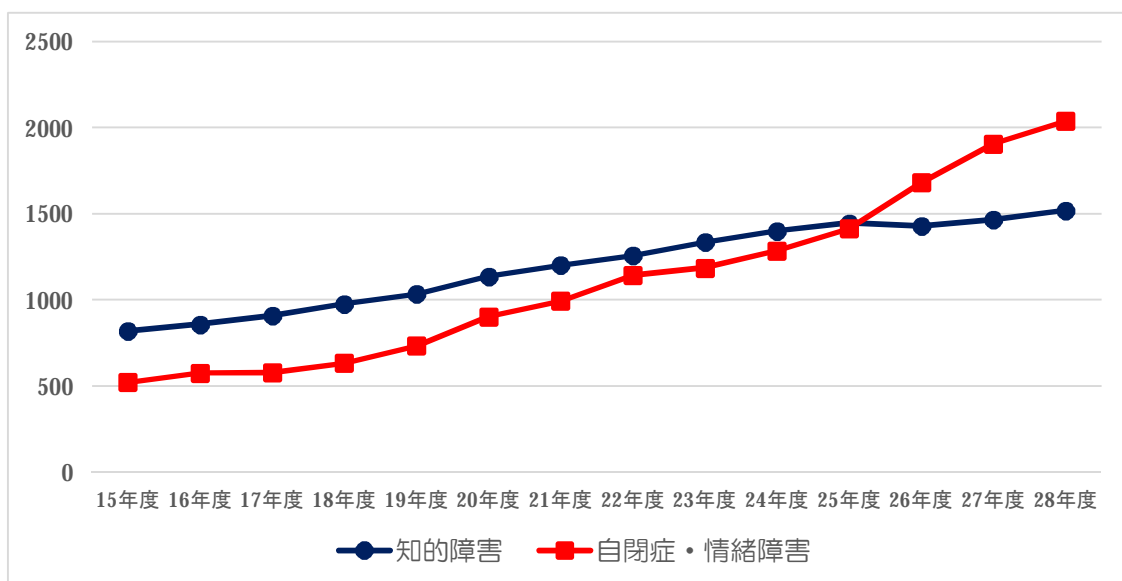


図2 北海道内の中学校の特別支援学級（知的障害）及び（自閉症・情緒障害）の在籍生徒数の変化（平成29年度公立特別支援学校配置計画からデータ抜粋）

また、図3に示すように、特別支援学校高等部（知的障がい）（以下「知的高等部」という。）への進学者が増加している。平成15年度まで、「知的高等部」の1年生の生徒数（当該年度5月1日現在）がその年の3月の中学校卒業生数に占める割合は、1パーセント程度であったが、平成16年度から年々増加の傾向となり、平成28年度には、2.37パーセントまで増加している。出生率が低下し、全体の生徒数が減少している中で、「知的高等部」への進学者は増加の一途をたどっている状況にある。

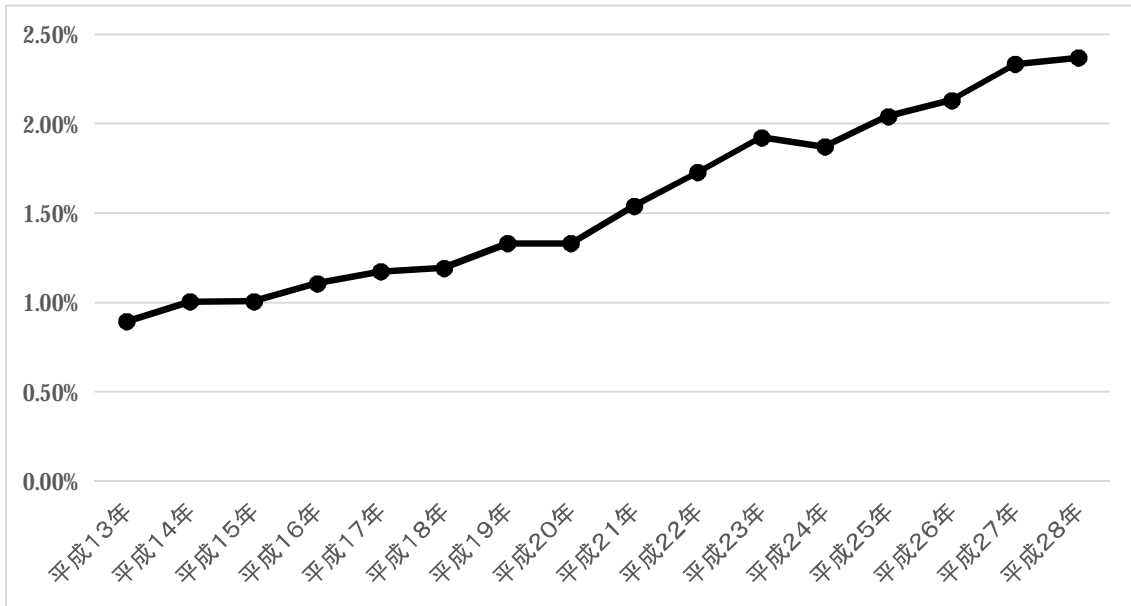


図3 中学校卒業生数に占める特別支援学校高等部（知的障害）進学者数の割合の変化（平成29年度公立特別支援学校配置計画からデータ抜粋）

北海道立特別支援学校高等部(知的障がい)生徒募集要領では、「知的高等部」に出願できるものは、「医師の診断がある又は公的な専門機関において知能検査の結果や社会生活へ適応の困難性などから知的障がいと判断される」、「知的障がい特別支援学級に在籍している」、「療育手帳を取得している（合格発表前日までの取得見込みを含む）」のいずれかに該当するものと定めている。

図1と図2示すように北海道内の中学校の特別支援学級（知的障害）及び、特別支援学級（自閉症・情緒障害）の設置学級数と在籍生徒数は年々増加し、その生徒の多くが、「知的高等部」に進学を希望していると考えられる。「知的高等部」に出願する生徒の中には、中学3年生に進級する時になって在籍学級を変更したり、出願の要件を満たすため入学者選考の直前になって療育手帳の申請をしたりする者もあり、個々の生徒の障がいの状態は多様化してきている。

このような状況に対して、これまでに設置されていた高等養護学校の学級増や、義務併置校の学級増だけでは対応することが難しくなり、平成21年度から、「知的高等部」に職業学科を設置した学校が新たに開設されるようになり、平成28年度までの10校（分校を含む）が開校した。その多くは、閉校になった高等学校の校舎を改修して活用するなどして開校したものであり、従来の学校のように寄宿舎が設置されていないことが多いという特徴がある。

表1に示すように、平成21年度以降に開校した学校には、従来の学科に加える形で、「環境・流通サポート科」や「福祉サービス科」、「産業総合科」など、近年の産業構造の変化に対応した新しい学科が設置されるようになってきている。

表1 北海道内の職業学科を設置している知的障がい特別支援学校

校名	開校年度	設置学科*1
白樺高等養護学校	昭和40年	産業科、木工科、工業科、家庭科、クリーニング科、生活園芸科、生活窯業科
札幌市立豊明高等養護学校	昭和52年	産業科、木工科、工業科、家庭科、クリーニング科、流通・サービス科
伊達高等養護学校	昭和56年	農業科、木工科、工業科、家庭科、生活園芸科、生活窯業科
中札内高等養護学校	昭和58年	農業科、木工科、工業科、産業科、生活窯業科、生活家庭科
美深高等養護学校	昭和59年	木工科、工業科、家庭科、生活園芸科、生活窯業科、生活技術科
雨竜高等養護学校	昭和59年	農業科、木工科、工業科、家庭科、生活園芸科、生活窯業科
新篠津高等養護学校	平成5年	産業科、木工科、クリーニング科、家庭科、生活園芸科、生活家庭科、生活技術科
小平高等養護学校	平成8年	木工科、クリーニング科、産業科、生活園芸科
中標津高等養護学校	平成8年	産業科、木工科、クリーニング科、生活園芸科、生活家庭科
今金高等養護学校	平成9年	産業科、農業科、生活家庭科
紋別高等養護学校	平成9年	産業科、木工科、クリーニング科、家庭科、農業科、生活園芸科
札幌高等養護学校	平成10年	産業科、木工科、クリーニング科、生活園芸科、生活家庭科
小樽高等支援学校	平成21年	木工科、環境・流通サポート科、福祉サービス科、家庭科、生活技術科、生活家庭科
札幌稲穂高等支援学校	平成23年	木工科、環境・流通サポート科、福祉サービス科、生活技術科、生活家庭科
函館五稜郭支援学校	平成23年*2	環境・流通サポート科
千歳高等支援学校	平成25年	環境・流通サポート科、生活技術科、生活家庭科
中札内高等養護学校 幕別分校	平成25年	産業総合科
美深高等養護学校 あいべつ校	平成26年	産業総合科
釧路鶴野支援学校*3	平成26年	環境・流通サポート科、福祉サービス科、生活技術科
旭川高等支学校	平成28年	環境・流通サポート科、福祉サービス科、生活技術科
新得高等支援学校	平成28年	木工科、家庭科
札幌あいの里高等支援学校	平成28年	普通科、環境・流通サポート科、家庭科、福祉サービス科、生活技術科、生活家庭科

※札幌市立豊明高等養護学校以外はすべて道立学校

*1：平成28年度に設置されている学科

*2：知的障害教育部門開設年度

*3：聴覚障害教育部門を併設

(2) 新設された特別支援学校の実践

職業学科では、従来から、各教科における「課題研究」や各教科の実習の一部として、産業現場等における実習（現場実習）が行われてきている。

特別支援学校学習指導要領解説総則等編（高等部）では、現場実習は、実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となるとともに、生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成が図られるなど、高い教育効果を有するものであると示されている。また、キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきことを示している。

本稿では、「知的高等部」の中から、新しい学科を設置して開校 3 年を迎えた、釧路鶴野支援学校と美深高等養護学校あいべつ校の実践を紹介する。

両校は、後述するように、学校の設置の形態や学科など異なる点が多いが、地域からの強い要請を受けて開校に至ったという共通点がある。また、様々な形で地域と連携した教育活動を展開している点も共通しており、今後、一層充実した教育活動が展開されていくことが期待される。

① 釧路鶴野支援学校（環境・流通サポート科、福祉サービス科、生活技術科）

釧路鶴野支援学校は、聴覚障がい教育部門（幼稚部・小学部・中学部）と知的障がい教育部門（高等部）を有する学校として平成 26 年 4 月に開校した。聴覚障がい教育部門は、平成 26 年 3 月に閉校になった釧路聾学校の教育を引き継ぐ形で設置され、知的障がい教育部門は、釧路管内に初めて設置された高等部の職業学科である。高等部は、環境・流通サポート科と福祉サービス科の 2 学科（定員 16 人）で開校し、開校 2 年目となる平成 27 年度からは、新たに生活技術科が設置され、3 学科（定員 24 人）となった。以下のような目標を設定して実践を進めている。

【高等部の目標】

- 働き続け、地域社会で自立した生活を送るための知識や技能を育てる。
- 様々な経験を通し、自己理解、自己選択、自己決定できる力を培う。
- 健康的な生活習慣を身につけ、働き、地域社会を楽しむための体力を培う。
- 釧路鶴野支援学校の一員としての自覚を促し、聴覚障害教育部門（幼稚部・小学部・中学）部との相互理解の醸成に努める。

高等部では、作業学習と教科別の学習、セルフマネジメントを三つの柱として学習を展開している。作業学習は、1 年生は週 8 時間、2 年生は週 9 時間、3 年生は週 10 時間設定されているほか、職場実習として、1 年生は前期 5 日間、2 年生は前期 5 日間、後期 10 日間、3 年生は後期に 5 週間実施している。

環境・流通サポート科は、北海道ビルメンテナンス協会釧路地区協議会の全面的な支援を受け、現場で清掃作業に携わっている職員から直接指導を受けることができた。作業学習の時間で身につけた力は、教室のワックスかけや地域の小学校や公民館の清掃において発揮されている。

福祉サービス科は、生徒が地域向けの学校公開を計画し、地域向けの招待状を各戸に配り、お茶の提供や学科の学習内容の説明を行ったほか、実践型作業学習として、毎週火

曜日の午前中に、学校の近くのコンビニエンスストア等での実習にも取り組んでいる。

生活技術科は、地域の花壇づくりに参加して、地域住民と一緒に草刈りや花植に取り組んだほか、冬期には、地域の希望する家庭に対して、道路の凍結による転倒事故防止用の滑り止めの砂を各家庭に直接配布している。

② 北海道美深高等養護学校あいべつ校（産業総合科）

美深高等養護学校あいべつ校は、旧愛別高等学校の空き校舎を活用して、平成 26 年 4 月に産業総合科（定員 16 人）が設置され、美深高等養護学校の分校として開校した。

作業学習では、各種製品の製造、清掃等の環境づくりや商品管理・事務、家事援助や接客などの組み合わせた学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに職業自立などの社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てている。キャリア教育の全体計画を作成し、キャリアプランニングマトリックスと各教科との関連を明らかにして、教育課程を編成している

また、近郊の企業、役場、農家等の事業者と学校が両輪となって就職に向けた学習をしていく「あいべつ校デュアルシステム」を導入して、通年を通して企業と学校の二つの場所で就労に必要な学習を行っている。

デュアルシステムとは、企業と学校の二つの場所で、同時進行で就労に必要な学習を行っていることをいい、地域で働き、地域に貢献することができる人材育成を目指し、企業や関係機関の協力のもと、次のような段階を設定して職業教育を進めている。

- 働くことへの第 1 歩～職場見学
- 職業適性を確かめる～職業体験
- 就労に関する実践力を確かめる～企業内作業学習
- 働くための基礎を培う～校内の作業学習
- 就労・雇用促進、即戦力を育成する～現場実習

あいべつ校デュアルシステム 3 年間のイメージ（例）

- 1 年生
 - ・基礎的、基本的な教科等の学習（3 年間）
 - ・校内の作業学習の充実、職場見学や職業体験の実施
 - ・職業への意識付け
 - ・企業内作業学習の実施
- 2 年生
 - ・企業内作業学習や現場実習の実施
 - ・企業等での評価を校内での作業学習に活用
 - ・職業に関する本人の意思決定
- 3 年生
 - ・現場実習（前提）の実施
 - ・現場実習等での評価を進路決定に活用

Ⅲ 北海道職親会

北海道職親会は、障がい者の就労支援と社会参画を目的として活動している事業主の会で現在北海道に18か所あり、そのほとんどが任意団体である。これに加えて札幌市に北海道障がい者職親連合会がある。

北海道職親会の変遷と障がい者雇用制度の変遷を表2に示す。

表2 北海道職親会および障害者雇用制度の変遷

	職親会の変遷	障がい者雇用制度の変遷
1960年		身体障害者雇用促進法の制定
1962年	旭川市職親会が結成	
1969年	稚内市職親会の発会式 札幌精神薄弱者職親会が設立 札幌に北海道精神薄弱者職親連合会が結成	
1979年	釧路市職親会が創立	
1980年	岩見沢市知的障がい者職親会が創立	
1981年	室蘭地方心身障がい者職親会が創立 西胆振心身障がい者職親会が創立	国際障害者年
1982年	名寄地方職親会（知的障害対象）が発足	
1987年		知的障害が実雇用率の算定対象に加わる
1988年	連合会が社団法人化 門別地区障がい者職親会が創立	
1989年	日高東部地区障害者職親会が創立	
1990年	桧山北部職親会が創立 小樽知的障がい者職親会が創立	
1995年	豊富町障がい児（者）職親会が創立	
1997年		知的障害が雇用義務に加わる
1999年	連合会が北海道知的障害者職親連合会に改称	
2004年	名寄地方職親会（すべての障害が対象）	
2006年	名寄地方職親会からなよろ地方職親会に改称	精神障害が実雇用率の算定対象に加わる
2007年	連合会が北海道障がい者職親連合会に改称	

（佐伯、2016・小林、2015より作成）

「職親」という用語は、1960年に制定された精神薄弱者福祉法（現・知的障害者福祉法）第16条第1項第3号において「精神薄弱者の援護を職親（精神薄弱者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行なうことを希望する者であつて、援護の実施機関が適当と認めるものをいう。）に委託すること」として規定された。職親への援護委託制度という福祉の措置である。この制度の目的は、同法第1条にて「精神薄弱者の自立更生を

図るため、精神薄弱者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって精神薄弱者の福祉の向上を図ること」とされている（北海道精神薄弱者職親会、1989）。子どもから大人になる節目において「教育と労働における連動は必ずしもうまく機能せず、特に知的障がいのある人の就労においては現実的な問題とされてきた」という（小林、2015）。そのため、道職親会の活動の対象はまず知的障害に始まり、やがてすべての障がいへと対象を拡大していったという特徴がある。各職親会の北海道内の活動地域を図4に示す。

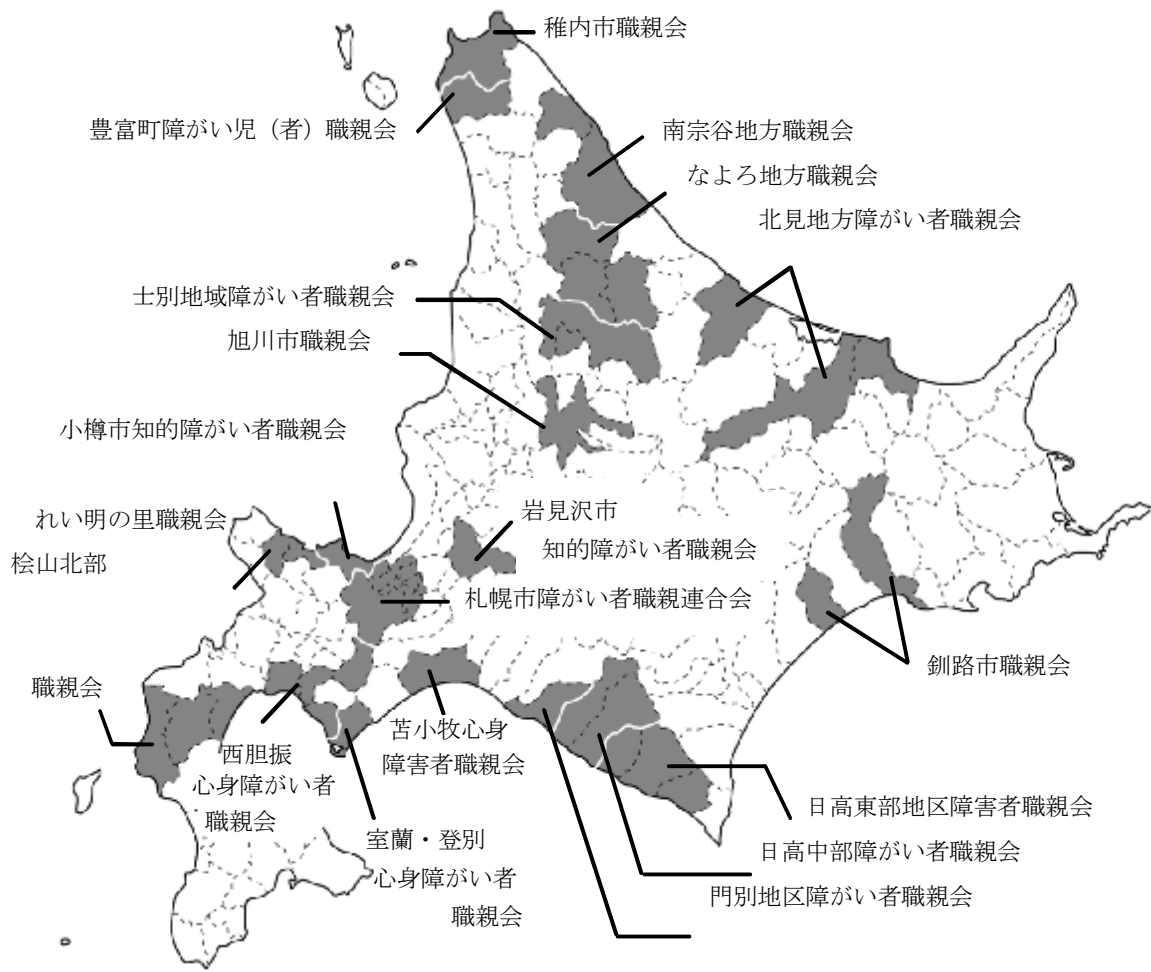


図4 道職親会の活動地域

(1) なよろ地方職親会の事例

なよろ地方職親会は名寄市（旧・風連町を含む）、下川町、美深町を活動範囲とし、1982年に発足、事務局を地域の福祉関係事業所に置き、毎年継続している。地域の関係機関として美深高等養護学校があり、士別地域障がい者職親会、南宗谷地方職親会と隣接している。まちの規模としては平成28年12月年現在、名寄市の人口は2.8万人で、全道179市区町村中では23位であり、人口1万人未満の町村が9割を占める北海道北部においては人口34万

人の旭川市、3.9万人の稚内市に次ぐ都市となっている。

なよろ地方職親会が把握している障がい者雇用の状況を図5に示す。なよろ地方職親会の立ち上げ時に会員すべてからアンケート調査を行い、その後追い調査を毎年続けるとともに、福祉関係者からの聞き取りによって非会員企業で就労している障害者の人数についてもデータ収集をしている（なよろ地方職親会関係者への聞き取り調査による）。障がい種別については会の立ち上げ当初知的障がいのみが対象であったことや地域の障がい者福祉事業所の利用者に知的障がい、精神障がいが多くを占めていることなどから、内部障がいや発達障がいなどのある労働者の人数等は把握しきれていないとのことであった。

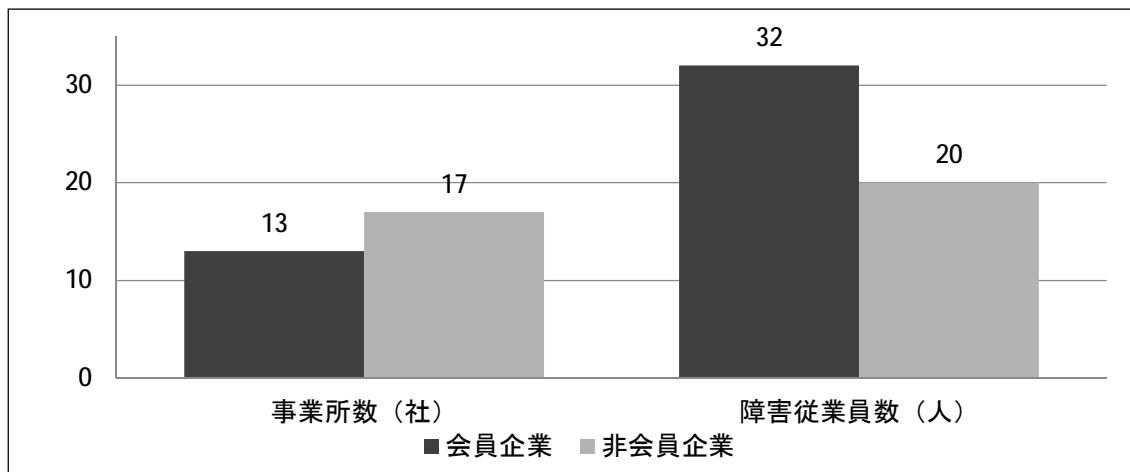


図5 なよろ地方職親会における障害者雇用

(なよろ地方職親会関係者への聞き取り調査等より)

(2) ジョブコーチの養成

なよろ地方職親会の取組の特徴に、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修会の開催があげられる。平成23年度に、なよろ地方職親会が、厚生労働省の認可を受け、東北以北では初めての運営団体として名寄市立大学と連携して、毎年開催するほか、フォローアップ研修も実施して、スキルアップに努めている。

IV まとめ

特別支援教育の視点から見ると、学校教育法が改正され、特別支援教育が本格的に制度化された平成19年は大きな節目として考えられる。平成19年に出された初等中等局長通知の中では、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」と示されている。一方で、これまで述べてきたように、「知的高等部」に在籍する生徒は、年々増加していることに加えて、個々の生徒の実態は多様化しており、就労に関するニーズも多様化している。このことに対して、「知的高等部」では、キャリア教育の充実を図りながら、一人一人の生徒の特徴を生かした進路指導を行い、就労に向けては、実

習の受け入れ先の職場と連携を図りながら、現場実習を行っている。

卒業時の就労率について、「教育計画改定版」で目標値が設定されているが、卒業する時点での就労の状況だけでなく、就職した後の職場への定着の状況についても丁寧に見ていく必要があることは言うまでもない。現在、特別支援学校では、進路指導の担当者が中心になって、卒業生の就労後の状況をフォローし、職場への定着や離職の防止に努めているが、予算面等、十分とはいえない状況である。一年ごとに増えていく卒業生に対して、特別支援学校からの支援には限界があると思われる。就労支援のさらなる充実に向けた予算が措置されることが必要である。

今後「知的高等部」においては、キャリア教育を全校の課題としてとらえて取組を進めることや、働くことに対して夢や希望を持つことができるような作業学習や現場実習の展開をとおして、就労支援を進めていくことが期待される。

実践を紹介した2校では、学校と地域の関係機関や職場の枠組を超えて、担当者同士が顔の見える関係を築いて就労支援が行われている。開校して間もないという条件の下に築かれた関係を、今後どのように引き継がれて維持・発展していくかということは課題であると考えられる。

職親会は、障がいに対する経営者の理解を基盤として、障がい者施策を先取りする形で障がい者の雇用を行い、地域のつながりを作るなどのきめ細やかな関わりを通して職場への適応と定着を図ってきた。このことは、職親会以外の企業における障がい者の雇用促進とその後の定着の在り方を示唆している。

また、なよろ地方職親会が開催している職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修において、ジョブコーチの養成はもちろんだが、フォローアップ研修ではジョブコーチのスキルアップだけでなく、北海道の特色を生かした障がい者雇用の在り方に関する情報交換の場となっており、今後の広がりが期待される。

※障がいの標記について

「障害」と「障がい」について、本稿では、法律名や引用した通知の文章以外は、「障がい」で統一して用いている。

文献

北海道：北海道障がい者条例の概要．2009

北海道教育委員会：北海道教育推進計画（改定版）．2012

北海道教育委員会：特別支援教育に関する基本方針（改定版）．2012

北海道教育委員会：平成29年度公立特別支援学校配置計画．2016

文部科学省：特別支援学校学習指導要領解説総則等編（高等部）．2009

矢口明：「一步前」を目指した学校づくり．教育の眼経営の眼、第23号；113-121．2016

北海道美深高等養護学校あいべつ校公開研究会資料．2016

深田緑：障害者雇用制度における北海道職親会の貢献．名寄市立大学卒業論文．2017

文部科学省初等中等教育局長：特別支援教育の推進について（通知）．2007

北海道精神薄弱者職親連合会：北海道精神薄弱者職親連合会会報 自立．第3号，1989

- 北海道障がい者職親連合会：北海道障がい者職親連合会会報 自立. 第82号, 2016
- 松矢勝宏：編集委員が行く 北海道・道北地域の職親会を訪ねて〈稚内市、なよろ地方、旭川市、留萌市〉. 働く広場, 2011年, 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 柴野武志・市川大介・瀬戸口裕ニ：ジョブコーチを活用した障がい者の就労支援, 地域と住民：道北地域研究所年報 (32) ; 89-92, 2014
- 永野仁美：障害者雇用政策の動向と課題. 日本労働研究雑誌, No. 646 ; 4-14. 2014
- 渡辺三枝子：特別支援教育におけるキャリア教育の意義と展望. 平成21年度国立特別支援教育研究所セミナー I、第2分科会資料. 2009
- 渡部英治：特別支援学校（肢体不自由）におけるキャリア教育の在り方に関する研究. 特別支援教育研究論文. 2012

